

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第251号)

平成15年6月13日

横情審答申第251号

平成15年6月13日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成13年9月14日建宅指第375号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「宅地造成等規制法（第52規1134号）一部完了検査済証「荏田12 - 5」添
付図書のうち請求に係る接続同意書」の非開示決定に対する異議申立てにつ
いての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「宅地造成等規制法（第52規1134号）一部完了検査済証「荏田12 - 5」添付図書のうち請求に係る接続同意書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「宅地造成等規制法（第52規1134号）一部完了検査済証「荏田12 - 5」添付図書のうち請求に係る接続同意書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年5月21日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 排水接続同意書が必要とされるのは、宅地造成工事の協議成立区域内の排水施設を、区域外の私設排水設備に接続する場合であるが、本件は、協議成立区域内限りの接続であるため、同意書は不要である。
- (2) そもそも、異議申立人が問題としている集水暗渠は、旧日本住宅公団（当時。現在は、都市基盤整備公団。以下「公団」という。）が一次造成を行う前の防災施設として設置した仮設排水施設であると推測されるところ、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）は排水施設の設置を求めているものの、工事の施行に伴う災害の防止措置は、個々の場合によって非常に異なることから、許可の際の条件として付すにとどめている（法第8条第3項）。

災害の防止措置として、どのような仮排水施設を設けるかは、許可（協議）の審査の対象ではなく、造成主ないし工事施行者の任意の措置に委ねられている。
- (3) 仮排水施設である集水暗渠は、それが造成区域内外のいずれに存在してしようと、協議の対象となる排水施設に該当しないため、仮排水施設による「排水接続同意書」は、法に基づく本市との協議文書に添付されるべき文書ではない。
- (4) 接続同意書は、許可申請（協議開始）時に、申請書（協議申出書）の添付書類とし

て提出を求めているものであり、宅地造成に関する工事完了後の完了検査時に提出を求める意義はない。

したがって、異議申立人が一部完了検査済証には、「接続同意書」が添付されているべきであると主張しても、その主張は理由がない。

- (5) 以上のとおり、いずれにしても、本件請求に係る条例第2条第2項に規定する行政文書は存在しない。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 申立人が開示を求めているのは、集水暗渠が隣接地宅の宅内柵に接続されているか否かを示す文書（同意書）である。申立人が知りたいのは、同文書の存否であり、同意書が存在すれば接続されていることを意味し、存在しなければ接続されていないことを示す。
- (2) 上流の雨水（地下水等）を集水しながら下流まで下って来た排水施設は、いわば公的なものであり、個人のものではない。

このような施設は公道または水路に設置すべきものであり、無断で私有地に設置接続することは権利侵害に当たる。

そのために「横浜市宅地造成の手引き」も「許可申請に必要な図書」と題して「排水接続同意書（私設排水設備への接続）」を挙げており、また、横浜市下水道局作成の「横浜市下水道局設計指針」及び「下水施設マニュアル」も、「（民有地にやむを得ず管渠等を設置する場合は）地上権等の設定等による地主の承諾が必要である」と定めている。

したがって、無届の排水施設の設置や接続はあり得ないはずで、申立人は、「接続同意書の存否」により「隣接地宅の宅内柵への接続の有無」を知ろうとしている。

- (3) 排水施設を許可申請区域内外にわたって接続する場合に限って同意書が必要とのことだが、そもそも当該「区域」の定義が不明である。なお、排水施設である暗渠は、複数工区にまたがっている。

公共の施設を個人の宅内柵に無断で接続してよいはずはなく、「同意書」「承諾書」の類が不必要とは考えにくいものであり、「同一区域」は理由になり得ない。

- (4) 申立人が問題としている暗渠は、仮設排水（防災）施設ではない。「仮設」とは、最終的には「接続されない」ことを前提としたものであり、接続同意書など存在する

わけがなく、開示請求する必要などない。恒久的排水（防災）施設である。

宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第4条は、宅造工事の協議（許可）申請に際して排水（防災）施設の位置、形状、流末等の最終形を図面等に明示するよう要求している。

港北ニュータウンにおいては、仮設暗渠についても協議申請書の中で示されている。

- (5) 実施機関は、工事完了検査時に接続同意書を求める意義はないと説明しているが、申立人は接続同意書が完了検査時に提出されるとは言っていない。

申立人が請求の際に「完了検査済証」と記しているのは、申請図書の所在を意味しており、これは宅地指導課担当者の「協議申請書は完了検査の基となるものであるから、最終的には完了検査済証と一緒に一式すべてを取捨選択することなく丸ごと永年保存する」という説明を受けて行ったものである。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

法第11条では、国又は都道府県（指定都市の区域内においては、指定都市を含む。公団は、法令により国等と同様に扱われている。）等が宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事については、国又は都道府県（指定都市を含む。）との協議が成立することをもって法第8条第1項の宅地造成工事の許可があったものとみなす旨を規定している。

昭和52年10月5日、港北ニュータウン（第二地区）内の宅地造成を行うため、法第11条の規定に基づき、公団港北開発局（当時）から横浜市に対し協議の申出がなされ、昭和53年9月30日、横浜市は、第52規1134号をもって協議成立処分を行っている。

当該協議成立の対象区域は、港北ニュータウン（第二地区）であり、横浜市港北区勝田町外（区名は当時の名称）、宅地の総面積768.8haの区域である。

宅地造成の対象区域が広範囲であることから、宅地造成工事は当該区域を複数に分けて段階的に行っており、「荏田12-5」は、この中の一つの工区の完了検査の実施区域である。

本件申立文書は、当該協議成立処分に係る宅地造成工事の一部完了検査済証（荏田12-5）の添付図書のうち、申立人宅に隣接する宅地の接続同意書を示すと考えられる。

- (2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件における協議成立処分の事務手続き上必要としないことから、本件申立文書を取得し、又は作成しておらず、保有していないとしている。

そこで、当審査会では、本件申立文書の存在について調査するため、平成14年11月22日及び平成15年4月25日に実施機関から事情聴取を行った。

イ それによると、実施機関の説明は次のとおりであった。

(ア) 本件宅地造成の対象区域は、港北ニュータウン（第二地区）、面積768.8haの区域であり、昭和53年に、公団が法に基づく協議を横浜市と成立させている。

申立人宅と隣接する宅地（以下「本件宅地」という。）のいずれも当該区域に含まれている。

(イ) 排水接続同意書は、宅地造成に関する工事の許可申請区域内（本件においては協議申出区域内）の排水施設を、当該区域外の私設排水設備に接続する場合に、無用なトラブルを防止する観点から、当該区域外の私設排水設備の所有者から受領して提出することを、行政指導として求めているものである。

(ロ) 本件宅地は、いずれも、同一の宅地造成区域内にあり、排水接続同意書を提出する必要はなく、排水接続同意書は存在しない。

(ハ) 申立人が主張している集水暗渠は、隣接地の宅地内のものと思われるが、仮に存在するとしても、施行者である公団が、一次造成を行う前の防災施設として設置した仮設排水施設であると推測される。

この場合、災害の防止措置として行われる仮設排水施設の設置については、協議の審査の対象でなく、当該仮設排水施設について、排水接続同意書が協議文書として横浜市に提出されるものではない。

ウ 当審査会としては、本件宅地について排水接続同意書は事務手続き上必要とされておらず、本件申立文書の作成も取得もしていないとして、不存在であるとした実施機関の説明に、特段不合理な点を認めることはできなかった。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書は存在しないとして、条例第10条第2項の規定により、非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年9月14日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成13年9月28日 (第254回審査会)	・諮問の報告
平成13年12月10日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年2月6日	・異議申立人から意見書の添付資料を受理
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成14年10月18日 (第1回第二部会)	・審議
平成14年11月22日 (第3回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成15年4月11日 (第9回第二部会)	・審議
平成15年4月25日 (第10回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成15年5月9日 (第11回第二部会)	・審議
平成15年5月23日 (第12回第二部会)	・審議